

令和6年度第3回静岡県公立大学法人評価委員会

日 時	令和6年10月21日（月）9時30分から10時50分まで
場 所	県庁別館9階特別第一会議室
出席者 職・氏名	<委員> 櫻井透（委員長）、伊東幸宏（委員長代理）、杉村美紀、牧田 恵、山本真由美 <事務局> 平塚スポーツ・文化観光部 部長代理、縣総合教育局長、本橋大学課長 他

議題1 静岡県公立大学法人の第4期中期目標（案）について

事務局が資料1、2に基づき説明し、その後質疑を行った。

【質疑・意見の概要】

- ・質疑等なし

【決議】

<櫻井委員長>

- ・議題1について、事務局案のとおり承認。

→<各委員>

- ・了承

議題2 公立大学法人静岡文化芸術大学の第3期中期計画の変更（素案）について

事務局が資料3～5に基づき説明し、その後質疑を行った。

【質疑・意見の概要】

<杉村委員>

- ・資料5のP7、No.29の遠州学林構想及びグローバルデザイン研究所については、大変素晴らしい構想で、実現に向けた動きが楽しみであり、R7～9で検討するとあるが、ぜひ押し進めてほしい。前回の委員会でも申し上げたが、できればもう少し迅速に移行に向けて取り組んでほしい。
- ・P13のNo.63にもあるが、連動する動きとして、特に外国人留学生や研究者など、地域に暮

らす外国人の交流を深めるという点は、日本の社会全体のテーマであり、大きな課題となっていることから、この計画が実現すると大学としてのアピールにもつながると考える。

<牧田委員>

- ・今まであった計画に、組織として新しい指標を付け加えるという作業はとても大変であったことと拝察する。なるべく尊重したいという思いがあるが、2点お話ししたい。
- ・資料5のP7、No.33の学生生活実態調査を実施することは賛成である。現在は、小中高等学校での一人一台パソコン導入も軌道に乗ってきていて、ゲーグルフォームでのアンケート等にも慣れているため、指標の達成も困難ではないと考える。
- ・資料5のP19、No.86の特定保健指導受診率50%という目標について、実態は数値の達成が難しいのだと思うが、小中高等学校では目標100%になっており、健康診断も同様に100%が目標。異を唱えて受診しようとしなない職員もいるが、何度も根気強く説得することにより、100%を達成させる。なぜそうするかというと、学生と接する際に教職員として大事なことは、健康的であるということ。一般的な常識と照らし合わせた時に、50%という数字が妥当といえるのか懸念している。ただし、大学の事情など分からないところもあるので、ぜひ議論してほしい。

<山本委員>

- ・資料5のP7、No.33の学生生活実態調査について、現状、3年に一度やっている調査を毎年実施するということで、より積極的な取組をしていく意向であると理解した。できれば調査をするだけでなく、回答率の設定や、学生の満足度の調査を追加するなど検討してほしい。
- ・資料5のP12、No.61では、大学との連携の指標で、ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する単位互換授業への参画が2科目以上とあるが、現状既に2科目実施していると聞いている。そこから更なる取組を進めるとなると、どれだけ学生がその授業を受講したかということも目標に加えてはどうか。

<伊東委員>

- ・評価指標ということは、ここに書かれたことが達成されればS、Aとなるということだと思うが、今回の案で定性指標に書かれた項目が、ほとんど年次計画のような記載になっている。例えば、No.1でいうと、「検証する」、「提出する」という表現で終わっている。検証しました、提出しましたということが評価になるのか。評価指標として、そのような表現

は相応しくないのでは。全てとは言わないが、内容的な実のあることが達成できたということが分かるような文言を考えてほしい。

<櫻井委員長>

- ・本件は継続審議とし、委員からいただいた意見をもとに事務局と大学で調整を行い、再度案を作成して次回の評価委員会に提案することとする。

→<各委員>

- ・了承

報 告 静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学のガバナンスについて

<櫻井委員長>

- ・議題2にもあったが、法律が変わって、今後は毎年評価する仕組みも変わる。各大学が目標に対して、自律的に評価・対策・実行というプロセスを回していくために、ガバナンスの体制はこのままでよいのか前回評価委員会で議論となった。まずは現状を確認するために、事務局で各大学のガバナンスの状況について資料6のとおり調査してもらった。
- ・現状、両大学とも法律で求められている部分は問題なく実施しており、その上で今後どうしていくべきかという点について、委員の皆様にご意見をいただきたい。

<伊東委員>

- ・国立大学も公立大学と監事を配置する体制は仕組みとしては似ているが、国立大については監事は常勤を置くことが求められている。

<杉村委員>

- ・私立大学はそれぞれ大学によってかなり違いがあるが、所属している大学では、教学と経営が別部門として動いている。経営は系列の学校全てを所管しているが、教学部は大学だけを所管している。学長だけは理事も兼務し、経営も関与しているが、副学長は経営には関わらず、教学部門のみを管轄する。公立は副学長の中にも理事が見受けられる。
- ・国立にも教育研究審議会や経営審議会等があり、内部・外部の委員で構成されていて、私立大学の教授や企業の経営者が参加し、監事もそこに出席する。
- ・大学でガバナンスの体制はまちまちではあるが、どの大学も、傾向としては外部の意見も

入れ、幅広い意見を聞き、反映していくという体制になっている。

- ・なお、所属する大学では、グローバル戦略に的を絞って意見をもらう会議が別にあり、外部委員、卒業生、国外の大学教授、協定校の学長など、様々な見地から意見をもらう。
- ・静岡県では両大学とも理事長と学長が一体になっているということが議論の肝になる。教学と経営が一体化していて迅速な決定ができるのはよいが、外部の目がどのように入ってくるかがポイントだと思う。

<牧田委員>

- ・中期目標に対する評価は、学内では教育研究審議会が行うことになると思う。これから新しい目標などを作ったとすると、どのような進捗状況になっているのかという内部評価は、この会議の中で議論することとなる。そうすると、この会議の学外委員が2人で足りているのか、現状の体制のままでよいのか、といった問題になってくるのではないか。
- ・ただ、ガバナンス全体の視点で教学と経営が一体であることの是非は判断しかねる。
- ・現在関わっている大学では、どちらかというと教学の方の体制が大きい印象である。大学がどのような選択をするにせよ、それぞれ良い面、悪い面があるという印象を持つ。

<山本委員>

- ・企業を見ている者からすると、経営に直接携わっている方ではない、監視する立場の方が非常勤しかいないことに違和感がある。制度上必要ないとのことだが、理事長・学長が一体であることを鑑みると、監事が非常勤でどれだけ大学内のことを理解した上で、意見や気になる点が出てくるのかということには疑問が残る。

<櫻井委員長>

- ・非常勤の役員というのは組織の状況を把握するのが難しい。普段から組織に入っていないと、詳細が分からず、言われたことにしか対応できないため、限界がある。
- ・現状、両大学の体制が法律に違反している訳ではない。一方で、年度評価が無くなるなど、制度が変わる中で、現状の体制をそのままにはしておけないと考えている。評価委員会として、法人が自律的な運営を行うために、何らかの仕組みをこちらから提案する必要があると考えている。
- ・県が介入することは、大学の自治の問題もあるが、事務局へ確認したところ、現状、監事と県の接触が全く無いと聞いたため、そのあたりも改善の余地があると考えている。

<伊東委員>

- ・資料にある現状の体制は、法律、条例で必ず行うものと決まっていることである。
- ・内部で監査業務を常に行う様な組織（監査室等）がないと思う。監事がどうやって監査を行うのか。会議に出て何か発言するだけ、という気がしている。法で規定されたものでなくとも、内部で監査をする組織が必要かと思う。
- ・国立との違いとして、学長の選び方がある。県立は県の方針があり、学内とは別の組織で学長が決められると思う。国立は、学長選考会議が組織されていて（県立でいう教育研究審議会、経営審議会）、委員の半数は学外でなければならないとされている。この学長選考会議は、学長を評価し、場合によっては罷免できる。そのような仕組みがないことは国立と県立の違いだと思われる。

→<本橋大学課長>

- ・監査室については、県の両大学内にも配置されている。
- ・理事長選考会議については、県から切り離されており、外部委員と学内委員が入って選考している。設置団体の長は、法人の申し出を受けて任命しており、県から関与はできない形になっている。
- ・一体化したなかで、これまでも牽制機能について議論があった。現状の理事長選考会議にも、罷免する権限があると聞いている。その仕組みが動いているかは、県当局では現状なかなか分からない部分ではある。
- ・ガバナンスコードにも書かれているとおり、実際に何か起こったときに、理事長を罷免する場合にはどのような手続きを踏むのかなど、大学内で確認する必要があるが、県としては、現状そのような体制が機能するものと認識している。

<櫻井委員長>

- ・株式会社だと取締役会が社長を解任でき、最終的に株主総会で取締役を罷免するという手続きを取ることになる。県の大学でも理事長選考会議があり、きちんと機能するであろうという認識ではあるようだが、どのように実際に機能するのかという現状を確認し、報告してほしい。
- ・文芸大では内部監査を行う部門（監査室）があるようだが、県立大にもあるということでよいか。

→<本橋大学課長>

- ・ 県立大にも同様の組織がある。

<櫻井委員長>

- ・ その内部監査の部門と、学外の監査との定期的なミーティングなどは行われているのか。

→<本橋大学課長>

- ・ 資料6の会計監査人の欄のとおり、会計監査人と監事、法人（内部監査）による意見交換会を実施しているとは報告を受けている。

<櫻井委員長>

- ・ 外部の監事は、内部監査の部門とミーティングを行ってから会議に参加しているということでしょうか。

→<本橋大学課長>

- ・ 意見交換会を実施しているというところは把握しているが、その頻度や会議前の説明をどうしているかについては、正確には把握できていない。

<櫻井委員長>

- ・ 私が非常勤の社外監査役を務めている会社では、取締役会前に必ず打合せを行い、常勤監査役から説明を受けている。その場に必要に応じて監査法人も同席し、監査法人と内部監査と監査役の連絡会議のようなものを行った上で取締役会に出席している。外部監査と内部監査と監査役がそれぞれに牽制機能を働かせながら、情報共有もし、最終的に取締役会で意見を申し上げるという形にしている。
- ・ そのように、外部の委員に内部の情報を十分に提供する場があるのか、監査法人や監事が打合せを行う場があるのか、それらの状況について両大学に確認する必要がある。その点についても事務局は確認し、報告してほしい。

<杉村委員>

- ・ 監査とは異なるが、両大学に自己点検委員会のようなものはあるのか。所属する大学には、教員と事務部門が共同して点検・意見交換を行う場がある。自分たちでも評価することや振り返って議論できる場が必要。

→<本橋大学課長>

- ・議題1の文芸大の中期計画変更素案のNo.83にもあったが、年度計画・年度評価が廃止となることから、来年度以降は学内の自己点検委員会で毎年度の評価を行っていくということを指標に設定するということであった。

<櫻井委員長>

- ・学外の監事等と県とのコミュニケーションが全くないことを疑問に感じている。半年に一回など、理事会等の前にコミュニケーションを取る機会を設けてはどうかと考えているが、委員の皆様のお意見を聞きたい。行政から大学への介入になるという意見が出る可能性もあり、大学で自律的にやっていくべきという考えもあると思うがどう考えるか。

<伊東委員>

- ・国立大学でいうと、大学と文科省との関係性になると思うが、多くの国立大学は文科省から出向してくる理事・事務局長がいる。その理事は、表だった会合はないと思うが、必要に応じて文科省の所管課と連絡を取り合っているかと思う。

→<櫻井委員長>

- ・県の場合は、事務局長等は県の退職者になるのか、現役職員が派遣されているか。

→<本橋大学課長>

- ・事務局長は県から現役職員が配置されている。理事は退職者である。大学で何か大きな方針を決めるという際には、理事長と知事が面談して方向性を擦り合わせることもある。

→<櫻井委員長>

- ・大学側の職員と県でよく意思疎通を図りながらやっていくのがよい。あまり県が直接介入するような形にはならない方がよいと考える。

<櫻井委員長>

- ・今回委員からいただいた意見について事務局で検討し、再度評価委員会で提示してほしい。
- ・1点目が監事の常勤・非常勤の問題について、どのように非常勤の幹事に対して十分な権限行使を担保していくかということ。2点目は、学外の方たちにどのように意見をもらい反映させていくか、その方法。3点目は、学外の方たちへの大学内部の情報の提供をどの

ようにしていくかという点。また、4点目として県と大学とのコミュニケーションをどう取っていくかも検討が必要である。

- ・本件は事務局で再度検討・提案していただくとして、継続審議とすることによろしいか。

→〈各委員〉

- ・了承